

# 東山区民ふれあい こどものまち

「こどものまち」の住民大募集！  
～こどもが主役の楽しい  
まちをつくらう！～

## 第6回東山区民ふれあい こどものまち開催！

「東山区民ふれあいこどものまち」は、小学3年生～6年生までのこどもスタッフたちが「どんなまちに住みたいか」「どんな仕事をしたいか」を考えた「こどものまち」です。

このまちは、社会の仕組みやまちの人々の役割を体験し、楽しみながらまちづくりを学ぶことができます。

イベント当日、お店で働いたり、もらったお給料で買い物をしたり、遊んだりする住民となつて、一緒にまちを盛り上げてくれるお友達を募集します。

君もこどものまちで主役の一人になろう！

応募方法 京都いつでもコール(4面掲載)にて。

※FAXでお申し込みの場合「東山区こどものまち参加希望」と明記の上、①本人の氏名(ふりがな) ②学年 ③郵便番号・住所 ④電話番号をお知らせください。

※小学生以外の方も、申し込み不要で「こどものまち」観光客として、買い物や遊んだりできます。ただし、お店で働くことはできません。

**「こどものまち」について**  
○日時 2月25日(土) 午前11時～午後3時  
(受け付けは 午前10時30分)  
○場所 区総合庁舎3階大会議室  
○対象 区内在住または通学の小学生  
○定員 先着200名  
○参加費 500円(当日こどものまちで使えるお金と交換します。)

応募期間 1月20日(金)～2月17日(金)  
主催 東山区民ふれあい事業実行委員会  
問合せ 地域力推進室  
(☎561・9114、FAX541・7755)  
Eメール: higashimachi@city.kyoto.lg.jp



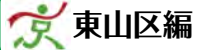
昨年の盛り上げりの様子

## 京都ハンナリーズを応援しよう！ 東山区民デー

**各日20人の小・中学生の皆様をご招待します！**  
V S 琉球ゴールデンキングス  
3月25日(土) 午後6時  
3月26日(日) 午後2時  
V S シーホース三河  
5月3日(水・祝) 時間未定  
(1月末ごろにホームページにて発表)  
会場 ハンナリーズアリーナ  
(右京区・西京極総合運動公園内)

**特別企画①**  
各日抽選で1階自由席20名様をご招待！  
同伴の方は同席を特別に前売り価格(大人2千300円、子ども1千500円)でご購入できます。

## 京都マラソン2017 直前インタビュー企画！



2017年が駆け足発祥100年という節目となることから、京都マラソンでは人気の高いペア駅伝に、区民同士のペアを対象とした「地域の絆・つながり」を新設しました。



(左) 権藤弥仁さん、(右) 奈緒さん

**応援よろしくお願ひします！**  
Q 今回お二人で応募したきっかけは？  
A 結婚をきっかけに京都に住んでから、2人で目標があったらいいなという事で応募しました。

国的にも有名な大会なので、当日見ているだけよりも参加した方が絶対に楽しいと思っただけです。  
Q ズバリ！今回の目標は？  
A 楽しむことです！昨年度出場し、フルマラソンを完走しましたが、余裕がなかったのが、今回は景色も含めて楽しみたいですね。  
※歩かないでゴールすること(笑)。どんなにゆっくりでも走る足を止めずに走り続けたいです。

Q 京都マラソンへの思いは？  
A 私は福岡県、妻は神奈川県出身で、結婚して京都に来ました。市民にとって恒例のイベントに参加できることがうれしいです。

また、京都に来たばかりですが、京都とのつながりを深めたいです！  
※権藤弥仁さん、奈緒さん  
京都マラソン2017  
日時 2月19日(日) ※雨天決行  
午前8時55分 車いす競技スタート  
午前9時 マラソン・ペア駅伝スタート  
午後3時 マラソン・ペア駅伝終了  
問合せ 市民スポーツ振興室 京都マラソン担当 (☎36・0314)

# 市・府民税、所得税の申告はお早めに

**◆市・府民税の申告をされる方へ**  
市・府民税の申告は、市税事務所および区総合庁舎の臨時窓口で受け付けます。  
臨時窓口開設期間：2月1日(水)～3月15日(水)(土・日除く)

対象平成29年1月1日現在、市内在住で平成28年中の所得金額が市・府民税の所得控除額(基礎控除、配偶者控除、扶養控除)の合計額を超える方

※ただし、平成28年分の所得税の確定申告をする方、勤務先から給与支払報告書が提出される方は、原則申告は不要。

**◆所得税および復興特別所得税の確定申告は税務署へ**  
対象①事業所得や不動産所得等から算出される所得税額がある方②給与所得金額以外の金額が20万円を超える方、給与収入が2千万円を超える方など

※所得税および復興特別所得税が戻る場合があります。

給与所得者や公的年金等受給者で、①給与支払者や公的年金等支払者へ届け出をされている以外に社会保険料や生命保険料などの所得控除がある方②多額の医療費を支払った方③住宅ローンの融資を受けて住宅を取得した方は、税務署へ所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出すると、源泉徴収された税金が還付されることがあります。なお、給与所得者の還付申告や公的年金収入のみの簡易な確定申告書については、市税事務所および区総合庁舎の臨時窓口でも受け付けます。

**◆公的年金等を受給されている方へ**  
公的年金等の収入金額の合計が400万円以下かつ公

的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下に該当する場合は、所得税の確定申告が不要です。  
※上記に該当する場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。詳しくは市税事務所市民税第4担当までお尋ねください。  
問合せ市税事務所市民税第4担当 (☎746-5863)

## ◆確定申告および市・府民税申告に係る変更点

平成29年度市・府民税の申告および平成28年分確定申告からマイナンバーの記載が必要となります。

マイナンバーカードをお持ちの場合はカードで本人確認およびマイナンバーの確認を行います。マイナンバーカードをお持ちでない場合は、申告書提出時に通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しなどの書類を提示していただきます。また、運転免許証などの本人確認書類による本人確認を行います。

申告書を郵送する場合や区役所に提出される場合は、本人確認書類および、マイナンバー確認のための書類の写しを添付してください。

**※京都府から電話でマイナンバーの聞き取りを行うことはありませんのでご注意ください。**

## ◆セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)創設

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、スイッチOTC薬(医療用から転用された処方箋不要の医

薬品)を購入した場合、一定の条件の下、その購入費用が1万2千円を超える額(限度額は年間8万8千円)を所得から控除します。ただし、現行の医療費控除との併用はできません。

申告の際、購入に係る領収書のほか、健康診断等を受診したことを明らかにする書類が必要です。なお、申告は平成30年度(確定申告は平成29年分)からです。

## ◆東山税務署の申告書作成会場は、大阪国税局京都分室(東山税務署西隣)です

開催日 2月16日(木)～3月15日(水)  
相談受付時間 午前9時～午後4時(土・日除く)

※混雑の状況により、早めに受付終了することがあります。東山税務署庁舎では、申告書の受け付け、納税、納税証明書発行および用紙の交付のみを行います。

## ◆広域申告センター(確定申告相談会場)のご案内

開催日 2月19日(日)、2月26日(日)  
相談受付時間 午前9時～午後4時  
場所 京都府中小企業会館2階大ホール(西大路五条下る東側)

## ◆確定申告書は国税庁ホームページで作成できます

インターネットを利用して、申告・申請・届出などができます。詳しくはホームページをご覧ください。

作成コーナー 検索 ※「作成コーナー」で検索すると便利です。

確定申告の方法等について電話でのご相談も受け付けております。詳しくは東山税務署までお問い合わせください。  
問合せ 東山税務署 (☎561-1131)